

番 号 : 19a00763

国 名 : ラオス

担当部署 : 社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ第一チーム

案件名 : 都市開発管理・実施能力強化プロジェクト詳細計画策定調査 (都市計画/開発管理)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 都市計画/開発管理
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2019年12月下旬から2020年3月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.73M/M、合計 1.23M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 22日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月4日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については以下をご覧ください。
JICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報 公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型)>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き)
(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 選定結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年12月16日(月)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	都市計画/開発管理に係る各種業務
対象国/類似地域	ラオス/東南アジア地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

首都ビエンチャンは、ラオスの人口約701万人のうち約91万人（2018年、ラオス統計局）が居住し、国内外の投資の主要窓口であるとともに国内最大の就業機会を擁する都市である。近年の経済成長と人口増に伴い、市街地から郊外の農村地への急速な都市拡大が進んでいるが、十分なインフラ整備、サービス提供が整わず、生活環境の悪化や緑地の消失等の都市問題が生じつつある。かかる状況を踏まえ、ラオス政府は「第8次社会経済開発5ヵ年計画（2016～2020）」を策定し、バランスのとれた持続可能な発展を目指すこととして、「環境保全エリアと開発エリアの明確化のため、都市および郊外における開発計画を策定する」を優先的課題として挙げている。

我が国は、こうしたラオス国政府の取組みを支援するため、2009年から2011年に「首都ビエンチャン都市開発マスタープラン策定プロジェクト」を実施した。このプロジェクトにて策定されたマスタープラン(M/P)では、2030年を目標年次とした開発ビジョンと社会経済フレームワークを設定し、中心市街地の拡大を適切に抑制しながら郊外にサブセンター等の新たな都市拠点を形成する「マルチコア構造」が示されている。また、ラオス国関係機関(公共事業省、首都ビエンチャン等)との協議を経て、同コンセプトに沿った土地利用計画、インフラ整備方針を提案するとともに、マスタープラン実現に向け必要な制度改善等の特定も行われた。

一方、ラオス国では、定められた土地利用計画に基づいて建築行為、開発事業を規制・誘導する仕組みが十分機能しておらず、マスタープラン実現に向けては多くの課題を残している。このような状況を背景に、2013年から2017年に「都市開発管理プロジェクト」を実施し、「詳細土地利用計画やゾーニングコードの策定（インナーゾーン及び歴史地区を対象）」等が行われ、開発行為に対する許可制度等について一定程度整備がなされた。しかし、都市開発実施の中心的機関である、公共事業運輸研究所（Public Works and Transport Research Institute: PTRI）、首都ビエンチャン公共事業・運輸局（Department of Public Works and Transport: DPWT）の都市開発管理・実施能力が課題となっており、実際の事業を通じた運用面の強化が必要である。

かかる状況を踏まえ、ラオス政府より引き続き都市開発に関する能力強化に向けて「都市開発管理・実施能力強化プロジェクト」の要請がなされた。これを受けてJICAは、ラオス政府からの協力要請の背景、内容を確認し、本プロジェクトの事前評価を行うとともに、本体プロジェクトの実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析することを目的として本詳細計画策定調査を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に理解したうえで、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員と協力・調整しつつ、プロジェクトの実施体制及び基本計画に関する文書（PDM、PO等）の作成を行い、プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）として合意することを目的とする。特に、既存の都市計画制度、特に、開発行為に対する許可制度、その運用状況、並びに実施機関の能力について調査を実施する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2019年12月下旬）

- ① 要請背景・内容を（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）把握する。
- ② 担当分野に係る関連既存資料・情報や我が国を含むドナー（アジア開発銀行、ドイツ国際協力公社等）の協力実績をレビューする。
- ③ 担当分野にかかる、JICAの既往の協力プロジェクトの実施内容について詳細にレビューし、都市開発に関する許可手続き、許可実施主体、課題等について確認を行う。
- ④ 担当分野に係る調査項目の整理と、調査工程・手法の検討を行い、対処方針（案）、説明資料（案）と関係機関（C/P機関等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ⑤ 他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成及び分担を検討する。

- ⑥ JICA職員が作成する、M/M（案）に対して担当分野の観点からコメントする。
- ⑦ 対処方針会議等の事前打合せに参加する。

（２）現地派遣期間（2020年1月上旬～下旬）

- ① JICAラオス事務所、在ラオス国日本大使館との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ② ラオス側等の関係機関等との協議及び現地調査に参加する。
- ③ ラオス国関係機関等との協議及び現地踏査、担当分野に係る情報・資料収集を通じ、担当分野（都市計画／開発管理）に係る現状把握と課題の整理・把握を行い、本プロジェクトに向けた提言を行う。具体的には以下のとおり。なお、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。
 - ア）ラオスの国家開発計画、経済開発、産業開発計画の方向性についてレビューする。
 - イ）ラオスの都市計画制度について、法制度、国および地方都市の役割についてレビューする。
 - ウ）ビエンチャンにおける、都市開発計画、開発の方向性、他ドナーの取り組み、民間動向等についてレビューする。
 - エ）ビエンチャンにおける、現行の開発許可制度、許可の実施主体の役割・人数・能力・勤務環境、実施のプロセス等について役所側の視点から調査を行い、課題について整理する。なお、「都市開発管理プロジェクト」（2013-2017）において提案された許可制度等が定着していない場合においては、その理由についてヒアリング等を通じて確認し、実施機関などにおける課題を整理する。
 - オ）ビエンチャンにおける、開発行為に対する許可制度が適切に運用されるために必要となる対応方針について検討を行う。
 - カ）上記の取り組みにおいて、必要となる再委託調査（現況分析調査等）について検討を行うと共に、同調査におけるローカルコンサルタントの役割（組織規模、技術者数、関連業務実績、契約単価実績、工期など）を担当分野の視点より収集、確認する。
 - キ）本体プロジェクトにおいて、必要と考えられる再委託調査について、再委託の方法の検討、想定される業務内容の検討、再委託業務のTOD案の作成を行う。その際、学生や関連機関職員による協力可否、現地企業の調達事情などについて確認する。
- ④ 前工程までの調査結果を踏まえ、JICA及び他の調査団員とも協力しながら担当分野における本プロジェクトの内容を検討する。想定される具体的なプロジェクトの活動項目は以下のとおり。
 - ア）既存制度の課題整理
 - イ）許認可制度の基本的な考え方の策定
 - ウ）許認可制度の改善案の策定
 - エ）許認可制度にかかわる体制整備
 - オ）運用のためのマニュアルの整備
 - カ）許認可制度の承認に向けた技術支援（内部承認、パブリックコンサルテーション）
 - キ）OJTを通じた開発許認可制度の試行、能力強化
- ⑤ JICA団員とともにラオス側関係機関との現地協議に参加し、JICA職員が作成するM/M（案）に対して担当分野の観点からコメントする
- ⑥ 担当分野に係る議事録・面談録、及び資料収集リストを作成する。また、調査全体の資料収集リストの取りまとめに協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果をJICAラオス事務所等に報告する。

（３）帰国後整理期間（2020年1月下旬～2月上旬）

- ① 収集資料の整理・分析、収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめ、現地調査結果の整理を行う。
- ② 事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席するとともに担当分野に係る調査結果を報告する。

- ④担当分野に関する本体プロジェクトへの提言（実施手法、規模、留意点等）を含む詳細計画策定調査報告書を作成するとともにJICAの行う全体の資料の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

本契約における報告書は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
電子データにより提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ビエンチャンを標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

- ・現地派遣期間は2020年1月5日～1月26日を予定しています。
- ・都市開発／事業化手法（コンサルタント）の現地派遣期間は1月12日～1月26日、JICAの調査団員は現地調査を1月19日～26日に行う予定です。
- ・現地では、他の調査団員と協力しつつ調査を実施すること。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 都市計画／開発管理（コンサルタント・本公示分）
- エ) 都市開発／事業化手法（コンサルタント・別途公示）

③便宜供与内容

当機構ラオス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
あり
- オ) 現地日程のアレンジ
ラオス政府機関とのアポイント取り付けをJICAが支援します。
- カ) 執務スペースの提供
なし

- (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループより配布します。入手を希望する方は、代表アドレス（eigge@jica.go.jp）宛に、案件名を明示してメールをお送りください。
- ・プロジェクト要請書

②以下の参考資料が、ウェブサイトで確認が可能です。

- ・ The Lao People's Democratic Republic, the project for urban development master plan study in Vientiane Capital : final report 2011.3
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255999.html>
- ・ The Lao People's Democratic Republic, the project for urban development master plan study in Vientiane Capital final report : appendix 2011.3
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255999.html>
- ・ The Lao People's Democratic Republic, the project for urban development master plan study in Vientiane Capital final report : summary 2011.3
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255998.html>
- ・ ラオス国 首都ビエンチャン都市開発マスタープラン策定プロジェクト最終報告書（和文要約）平成23年3月
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255997.html>
- ・ Project for urban development management in Lao PDR : completion report 2017.3
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032743.html>
- ・ ラオス国 都市開発管理プロジェクト業務完了報告書（和文要約）平成29年3月
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032742.html>

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上